

埋蔵文化財センター本館 3F トイレ改修工事設計業務

基本設計書

(建築)

令和5年4月

長野県教育委員会

第1 総 則

1 本設計書の位置付け

本計画設計書（以下「本書」という。）は、埋蔵文化財センター本館3Fトイレ改修工事設計業務（以下「本事業」という。）に関して、建築に関わる施設の整備に関する要件等について、長野県（以下「県」という。）が、業務受託者に対して要求する項目及びその水準を定めたものである。

2 事業の目的等

3階既存トイレ及びこれに伴う各種設備の改修により、庁舎の快適性及び安全性を向上させる。

3 事業概要

(1) 計画施設

特記仕様書のとおり

(2) スケジュール

特記仕様書のとおり

4 業務概要

計画施設の3階既存トイレの改修（内装、衛生器具設備・給排水設備・換気設備、電気設備）、それに伴う各種設備の改修工事の実施設計（積算業務、工程表の作成などを含む。）

5 業務理念

(1) 全般について

- 改修にあたっては、建物の健全な状態をより長く維持することができる工法を提案すること。
（材料、排水性、止水性、耐用年数等）

(2) その他

- 工事車両の動線、騒音等配慮した仮設計画とすること。
また、改修工事中における施設利用者の安全に配慮した適切な仮設計画を提案すること。

6 適用基準等

業務の実施に当たっては、特記仕様書にて示した技術基準等のほか、以下の基礎的基準及び関係法令を遵守する。なお、これらの基準等は最新版を適用すること。

(1) 基礎的基準

- 建築基準法、建築基準関係規定、建築学会基準、長野県建築基準条例、その他建築関係規定
- 景観法、その他景観関係規定
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、長野県地球温暖化対策条例

(2) 関係法令

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 ・振動規制法
- 水質汚濁防止法 ・騒音規制法、 ・大気汚染防止法、 ・電気事業法
- 電波法、 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、 ・労働安全衛生法
- その他、本業務に関連する法令

第2 基本要件

1 計画施設設計業務

(1) 計画事項

- ア 周辺への配慮については、次の事項を特に考慮し、周辺環境との調和を図ること。
- 騒音、振動及び粉塵の防止
 - 周辺道路の交通障害の防止

イ 環境への配慮については、次の事項を特に考慮し、省エネルギー化を図ること。

- ・適切な仕上げ材及び設備機器等の選定
- ・建設廃棄物の抑制

ウ 防災については、次の事項を特に考慮し、公共施設としての防災の機能を確保すること。

- ・耐震性能 [建築構造、仕上げ、建築設備] の確保
- ・安全性 [火災等] の確保
- ・工事作業中災害等に対する安全性の確保 [仮設計画及び工程計画]

エ コストの配慮については、次の事項を特に配慮し、コストの縮減化を図ること。

- ・仕上げ、設備等の工事費の適正な配分
- ・ライフサイクルコスト（ランニングコスト）の検討による計画
- ・品質、性能、施工方法、価格、市場性等を十分考慮した材料等の選定
- ・既製品、規格品等の最大限の選択及び簡略化、省力化を図った工法の採用

オ 使用材料等の選択については、次の事項を特に配慮し、適切な仕様を選択すること。

- ・一般に流通する材料の選択を原則
- ・特定の製品名・製造所又はこれらが推定できるようなものは原則不可（やむを得ず、材料等の指定をする際は、あらかじめ監督員と協議必要）
- ・信州リサイクル製品が率先して利用されるよう配慮

カ 再資源化については、材が発生する場合は、再資源化を図る。なお、金属類については、有価物として計画する。

キ 維持保全については、次の事項を特に考慮し、効率的・効果的な維持保全の確保を図ること。

- ・仕上げ材料の耐久性及び耐汚染性
- ・長期的な視野に基づく容易で経済的な維持管理等

ク 工期の想定については、週休2日工事を前提としたスケジュールとすること。

(2) 業務事項

ア 事前調査

- ・設計に着手する前に、現地調査を行い監督員と十分に打合せすること。
- ・現地調査に当たっては、既存施設（構内設備、地中埋設物を含む）、隣接道路、隣地との関係（騒音、振動、粉塵等）を調査し、設計に反映させる。
- ・現地調査等で敷地及び施設内に立ち入る際は、必ず事前に施設所有者に連絡を取り、了解を得てから立ち入ること。
- ・工事に伴う既存施設の仮設・移設に要する調査を行うこと。
- ・隠蔽部の確認においても、仕上げ材等一部を撤去するなど可能な範囲で調査を行い、設計精度の向上に努めること。
- ・電力、ガス、上下水道等の撤去に関しては、供給状況を各事業者を確認し、必要な工事を設計に盛り込むこと。

イ 監督員との協議等

- ・管理技術者は、各部門の主任担当技術者と綿密な打合せを行った上で、監督員と協議等を行うこと。

ウ 各部門との調整

- ・管理技術者は、建築（意匠）、設備の各部門の調整を行い、くい違い、取合い部の不合理が生じな

いようにすること。

- ・設計においては、工事区分表を作成し、工事分担を明確にすること。
- ・仕上げ材においては十分検討した上で、各部門との調整を行い、適切な材料を選定すること。

エ 積算業務

- ・予定工事費を超過しないよう設計すること。
- ・参考見積りは、原則3者以上とすること。
- ・内訳書に単価根拠を明示すること。（方法は監督員の指示による。）
- ・単価採用の順位等については監督員の指示によること。
- ・設計内訳書の作成は、営繕積算システム「RIBC2」による。
【連絡先】 財団法人 建築コスト管理システム研究所 Tel03-3434-1530
- ・週休2日工事を前提とした単価により積算すること。

【県HP】 <https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/infra/kensetsu/gijutsu/syukyu2niti.html>

オ 著作権の譲渡等

- ・著作物の譲渡等については、「設計業務委託契約書」による他、著作物の利用については、四会連合協定「建築設計・監理等業務委託契約約款」に準拠する。

「設計業務委託契約書」：

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/kokyokoji/seido/keiyakusyo.html>